

令和 8 年度

藤井寺市健康づくり推進協議会資料

藤井寺市健康づくり推進協議会

案件（２）

令和７年度 保健事業実績報告について

- I. 母子保健事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1～6
- II. 健康増進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7～10
- III. 予防接種事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11～12
- IV. その他保健事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13

令和7年度 母子保健事業 実績

◎母子保健事業… 目的:母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。(母子保健法 第1条)

1. 健康診査(母子保健事業)

事業名	事業目的	対象者	対象者数	実績	令和6年度実績	実施方法等
1 妊婦健康診査	妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血やその他の合併疾患のチェックを行い、流産、死産、未熟児出生等を予防する。	妊婦	延4,718人	延4,170人	延4,244人	母子健康手帳発行時に妊婦健康診査受診券を交付し、医療機関、助産院により実施した。
2 妊婦歯科健康診査	妊娠中は体調や生活習慣の変化で、歯周疾患に罹患しやすくなるため、歯科健康診査を行い、予防や早期発見・早期治療を図る。	妊婦	386人	132人	136人	母子健康手帳発行時に妊婦健康診査受診券を交付し、市内実施歯科医療機関により実施した。
3 産婦健康診査	出産病院等において、産後2週間と1か月の2回、問診・診察・エジンバラ産後うつ病問診票等を行い、産後うつ等の予防、新生児への虐待予防等を図る。	産婦	実348人 延696人	実330人 延655人	実344人 延634人	母子健康手帳発行時に産婦健康診査受診券を交付し、医療機関、助産院により実施した。
4 乳児一般健康診査	乳児の疾病予防、早期発見を行うとともに乳児の健康の保持増進を図る。	1歳未満の乳児	349人	341人	334人	母子健康手帳発行時に受診票を交付し、委託医療機関により実施した。
5 乳児後期健康診査	乳児の疾病予防、早期発見を行うとともに乳児の健康の保持増進を図る。	9か月～1歳未満の乳児	374人	311人	331人	4か月児健康診査時に受診票を交付し、委託医療機関で実施した。
6 4か月児健康診査	4か月児の疾病予防、早期発見を行い保護者への指導を通じて乳児の健全育成を図る。	4か月児	352人	346人 受診率:98.3%	345人 受診率:99.1%	保健センターにおいて、問診、身体測定、内科診察、保健指導等を実施した。

令和7年度 母子保健事業 実績

事業名	事業目的	対象者	対象者数	実績	令和6年度実績	実施方法等
7 1歳6か月児健康診査	1歳6か月児の疾病予防、早期発見を行い、保護者への指導を通じて幼児の健全育成を図る。	1歳6か月児	348人	337人 受診率96.8%	380人 受診率:97.7%	保健センターにおいて、問診、身体測定、内科診察、歯科診察、保健指導及び必要な児に対し心理・栄養相談を実施した。 食育推進のため幼児食についての掲示と資料の配布を実施した。
8 2歳6か月児歯科健康診査	う蝕の急増期である2歳6か月児及びその保護者に対し、う蝕等の歯科疾患の予防を図る。	2歳6か月児	386人	345人 受診率:89.4%	343人 受診率:91.5%	保健センターにおいて、歯科診察、保健指導等を実施した。
9 3歳6か月児健康診査	3歳6か月児の疾病予防、早期発見を行い、保護者への指導を通じて幼児の健全育成を図る。	3歳6か月児	378人	366人 受診率96.8%	393人 受診率96.3%	保健センターにおいて、問診、身体測定、尿検査、屈折検査、内科診察、歯科診察、保健指導等を実施した。視力・聴覚アンケート、保健指導及び必要な児に対し心理・栄養相談を実施した。
10 経過観察健康診査	乳幼児健康診査、相談等において必要と認められた乳幼児に対して疾病の早期発見及び健全な育成を図る。	経過観察が必要と認められた乳幼児	—	すくすく 116人 ふれあい 291人	すくすく 157人 ふれあい 311人	各種乳幼児健診や相談等において、要経過観察と判断された乳幼児に対し、実施した。 すくすく健診…問診、身体測定、内科診察、保健指導、栄養指導等 ふれあい相談…問診、心理相談、保健指導
11 新生児聴覚検査	出産病院等において聴覚スクリーニング検査を行い、難聴児の早期発見・早期支援を図る。	生後1か月未満の乳児	378人	366人	393人	母子健康手帳発行時に新生児聴覚検査受検票を交付し、委託医療機関により実施した。
12 5歳児健康診査	5歳児の疾病予防、早期発見を行い、保護者への指導を通じて幼児の健全育成を図る。	5歳児	400人	371人 受診率:92.8%	392人	保健センターにおいて、問診、身体測定、内科診察、保健指導及び必要な児に対し心理・栄養相談を実施した。

令和7年度 母子保健事業 実績

2. 教室(母子保健事業)

事業名	事業目的	対象者	実績	令和6年度実績	実施方法等
1 マタニティ教室 プレママ・プレパパ教室	沐浴体験や講義、助産師の相談等を通して親としての意識を高め、母子の健全育成を図る。	妊婦及びその配偶者や家族	土曜日 4回 平日 6回 108人	土曜日 4回 平日 6回 115人	個別での沐浴実習の実施と講義形式での妊娠中の保健、乳児の育児方法等の相談、妊婦体験の実施を保健師・助産師が保健センターで実施した。
2 赤ちゃんルーム	早期からの子育て支援を実施し、母親の育児不安の軽減、地域での孤立化を防止する。また身近な相談の窓口となるよう、様々な母子サービスの情報を提供する。	6か月までの児とその保護者	6回 44組 95人	6回 45組 90人	保健センターにおいて、育児情報の提供、相談、グループワーク等を保健師、助産師が実施した。
3 キッズくらぶ	教室参加を通して保護者の育児不安や育児負担などを軽減し、母子の健全育成を図る。	1歳6か月児健康診査において、保護者が育児上の困難感を感じている親子等	5回×1コースを2回実施 計 10回 延130人	5回×1コースを2回実施 計 10回 延120人	保健センターにおいて、親子遊びのほか保健指導や相談等を実施した。
4 赤ちゃんクッキング	離乳食の正しい知識を普及し、保護者の育児不安の解消と乳児の健全育成を図る。	生後4～7か月児の保護者	6回 63人	6回 81人	離乳食のすすめ方の講義、調理実習、相談等を管理栄養士が実施した。
5 幼児クッキング	幼児期からの調理体験を通して食への関心を高めることにより、食育推進を図る。	就学前2年間にあたる幼児とその保護者	3回 40人	3回 53人	食生活についての講義、調理実習、栄養に関する紙芝居を管理栄養士が実施した。
6 親子クッキング	学童期から正しい食習慣を身につけることにより、健康の保持増進を図る。	小学生とその保護者	5回 106人	5回 107人	小学生とその保護者にバランスのとれた食事の取り方の指導及び調理実習を管理栄養士が実施した。
7 地域子育て支援事業	地域での子育てを支援する。	乳幼児とその保護者	0回	2回 32人	地域子育て活動拠点にて健康教育を実施。 【令和7年度は実績なし。事業は継続。】

令和7年度 母子保健事業 実績

3. 保健指導・その他(母子保健事業)

事業名	事業目的	対象者	対象者数	実績	令和6年度実績	実施方法等
1 妊産婦・乳幼児保健指導	子育てをめぐる環境の変化に対応しつつ、育児不安の解消等の生活支援を行い、母子の健全育成を図る。	妊産婦・乳幼児とその家族	—	面接・電話 延4,994人 訪問 延1,278人 (こんにちは赤ちゃん事業・産前産後サポート事業・産後ケア事業、こども家庭センター業務含む)	面接・電話 延4,856人 訪問 延1,123人 (こんにちは赤ちゃん事業・産前産後サポート事業・産後ケア事業、こども家庭センター業務含む)	支援が必要な妊産婦及び乳幼児とその家族に対し、保健師・助産師・看護師・管理栄養士・歯科衛生士が面接・電話・訪問による保健指導等を実施した。
2 こんにちは赤ちゃん事業	乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスに結びつける。	生後4か月頃までの乳児のいる家庭	348人	318人 316戸	337人 334戸	生後4か月頃までの乳児がいる全ての家庭に対し、保健師・看護師による訪問指導を実施した。
3 産前産後サポート事業	妊産婦が家庭や地域で孤立することを予防し、出産前後や子育てに関する相談支援を行い、子育て支援に関する不安や悩みを軽減し、妊産婦を支援する。	妊産婦	—	訪問 110人	訪問 79人	助産師による産前産後訪問を実施。本事業に含まれるマタニティ教室・赤ちゃんクッキング・キッズくらぶ・赤ちゃんルームでの助産師・保育士等の育児相談事業は、各事業欄参照。
4 産後ケア事業	退院直後に支援が必要な母子を対象に、母親の心身のケアや育児サポートを行い、産後うつ等の予防や母乳育児の推進、子育て支援に関する不安や悩みを軽減するなど、安心して子育てができる支援体制の確保を図る。	産婦・乳児	—	ショートステイ 100泊 デイサービス 18日 訪問ケア 延71件	ショートステイ 60泊 デイサービス 9日 訪問ケア 延52件	ショートステイやデイサービスを大阪府助産師会・富田林病院・大阪母子医療センター・PL病院・大阪はびきの医療センター・阪南中央病院・浜田病院・大阪南医療センターに委託して実施。また訪問ケアについては、助産師に委託し実施した。
5 乳幼児健康診査未受診児対応	未受診児の早期把握と児の安全確認を行うことにより、虐待予防及び虐待の早期発見・早期対応を図る。	4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児・5歳児健康診査を未受診の乳幼児	—	未受診対応 4か月 6人 1.6歳 13人 3.6歳 13人 5歳 34人	未受診対応 4か月 7人 1.6歳 7人 3.6歳 20人 5歳 42人	「大阪府における乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン」に基づき実施。児の現認ができない場合は処遇検討会議を実施後、児童虐待担当課へ協力要請・通告した。
6 乳幼児口腔衛生管理業務	1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児歯科健診受診者全員を対象に保健指導、フッ素塗布を行い、う蝕等の歯科疾患の予防を図る。	1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児歯科健診受診者全員	1.6歳337人 2.6歳345人 3.6歳365人	1.6歳134人 2.6歳117人 3.6歳92人	1.6歳111人 2.6歳108人 3.6歳97人	藤井寺市内の実施歯科医療機関において、保健指導、フッ素塗布を実施した。

令和7年度 母子保健事業 実績

事業名	事業目的	対象者	対象者数	実績	令和6年度実績	実施方法等
7 母子健康手帳	妊婦に母子健康手帳を交付し、母子の健全育成を図る。 また助産師や保健師が交付時面接することで、妊婦の不安軽減や、ハイリスク者の早期発見を図る。	妊婦	—	337人	332人	交付時、助産師等による全数面接を実施した。
8 藤井寺市こども家庭センター（母子保健機能部分）	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して相談支援を行い、必要に応じて支援プランを策定し、関係機関と連携して包括的な支援事業を実施する。	妊産婦・乳幼児とその家族	—	1か所	1か所	妊産婦および乳幼児等の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じて必要な情報提供・助言・保健指導を行い、支援プランを策定して、保健医療又は福祉・子育て支援の関係機関との連絡調整を図ることで、妊娠期からの切れ目のない子育て世帯に寄り添った支援を行った。
9 出産・子育て応援事業	妊婦や特に0～2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ 伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊産婦に対し、経済的支援を一体として実施する。【経過措置 令和7年度からは妊婦のための支援給付へ】	妊産婦・乳幼児とその家族	—	出産応援分 1人 子育て応援分 52人	出産応援分 356人 子育て応援分 352人	①伴走型相談支援：妊娠届出時の面接、妊娠後期のアンケート、出生連絡票提出時の面接、出産後のこにちは赤ちゃん事業等の家庭訪問等、妊産婦やその家庭が安心して出産・子育てできるように寄り添った相談を行った。 ②経済的支援：「出産応援ギフト」妊娠届出書提出時の面接終了後、申請書を渡した。「子育て応援ギフト」出生後の家庭訪問終了後、申請書を渡した。 ※ギフトは、ベビー服の購入や産後ケアなど、赤ちゃんや妊産婦の方のために使用してもらう。
10 妊婦のための支援給付	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から経済的支援とともに、妊産婦やその配偶者等に寄り添い、必要な支援につなげる伴走型支援を行う。	令和7年度妊婦給付認定者	—	妊婦支援給付1回目 357人 妊婦支援給付2回目 323人	※令和7年度新規事業	①伴走型相談支援：妊娠届出時の面接、妊娠後期のアンケート、出生連絡票提出時の面接、出産後のこにちは赤ちゃん事業等の家庭訪問等、妊産婦やその家庭が安心して出産・子育てできるように寄り添った相談を行う。 ②経済的支援：「妊婦給付認定申請書」妊娠届出書提出時の面接終了後、申請書を渡す。（妊婦支援給付1回目） 「胎児の数の届出書」出生後の家庭訪問終了後、申請書を渡す。（妊婦支援給付2回目） ※妊婦給付認定者に給付金を支払うため、医療機関での胎児の心音の確認があれば、流産、人工中絶等の場合でも、妊婦支援給付2回目も対象となる。

令和7年度 母子保健事業 実績

事業名	事業目的	対象者	対象者数	実績	令和6年度実績	実施方法等
11 産婦人科・小児科 オンライン相談事業	既存の対面を前提としたサポートだけでは届かない不安、孤立感を抱えた家庭が増加している中で、気軽に産婦人科医、小児科医、助産師に相談できる体制構築により、産後うつ重症化や、孤立化、虐待予防を図る。	妊産婦や0歳から15歳未満の子どもとその保護者	—	新規登録者数 177件 相談件数 766件	延登録者数 391件 相談件数 888件	妊娠期や子育て期の不安解消のため、気軽に産婦人科医、小児科医、助産師に相談できるようアプリやSNSを活用した相談体制の構築を図るとともに、子育て世帯向けの医療・健康情報の配信を行った。
12 性と健康に関する教育	性と健康に関する正しい知識の普及	小・中学生		小学校:5校 (内1校は2学年で実施) 中学校:1校		小・中学校を対象に、出前講座を実施する。 テーマ 小学校①思春期における体と心の変化 ②人の誕生、妊娠・出産について 中学校①思春期における体と心の変化と妊娠・出産について②性感染症の予防③望まない妊娠や性犯罪を防ぐために

令和7年度 健康増進事業 実績

◎健康増進事業… 目的:国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。(健康増進法 第1条)

1. 健康診査(健康増進事業)

事業名	事業目的	対象者	対象者数	実績	令和6年度実績	実施方法等
1 住民健康診査	糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とした特定健康診査の内容に加え、住民健康診査の内容を補助的に実施することで、壮年期からの健康についての認識と自覚を高める。	40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の特定健康診査の対象者、及び後期高齢者医療健康診査対象者	—	8,406人	8,771人	血液検査(貧血・腎機能・炎症反応・肝機能・膵機能等)、尿検査、心電図検査等を藤井寺・羽曳野市内の医療機関で実施した。
2 特定健康診査などの対象とならない方の健康診査	特定健康診査などを受診することが出来ない方に、特定健康診査と住民健康診査を合わせた内容の健康診査を実施することで、壮年期からの健康についての認識と自覚を高める。	40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の方で、特定健康診査の対象者とならない方 1)生活保護受給者 2)医療保険者の変更等で特定健康診査を今年度中に受診できない方	1)1,017人	53人 内訳 1)の方47人 2)の方 6人	71人 内訳 1)の方 63人 2)の方 8人	特定健康診査及び住民健康診査と同程度の内容を藤井寺・羽曳野市内の医療機関で実施した。
3 特定健康診査非対象者に対する保健指導	対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を立て、目標達成ができ、その生活が継続できることを目指す。	健診結果から、生活習慣の改善が必要と判断された方	4人	0人	2人	対象者が生活習慣の改善点に気づき、自ら目標を設定・行動できるよう面接による支援や評価等を実施した。
4 肝炎ウイルス検診	肝炎による健康被害を回避する。	40歳の市民で、今までに肝炎ウイルス検査をしたことがない方	599人	3人	1人	HBS抗原・HCV抗体検査(血液検査)を行う。また、この検査の結果、中力価・低力価の者のみHCV抗原検査・HCV核酸増幅検査を行う。藤井寺市の医療機関で実施した。

令和7年度 健康増進事業 実績

事業名	事業目的	対象者	対象者数	実績※2	令和6年度実績	実施方法等
5 胃がん検診	胃がんの早期発見を図る。	50歳以上(当該年度に50歳到達者を含む)の方 2年に1回	31,883人 ※1	集団 468人 個別 648人 合計 1116人 受診率 6.7% がん発見者数 1人	集団 538人 個別 404人 合計 942人 受診率 6.0% がん発見者数 2人	保健センター、大阪がん循環器病予防センターにおいて、問診・胃部レントゲン撮影を行った。休日検診は年2回実施した。 令和6年度より、市内7医療機関において、胃内視鏡検査を行った。 一部負担金 レントゲン¥500、内視鏡¥2,000。
6 子宮頸がん検診	子宮がんの早期発見を図る。	20歳以上(当該年度に20歳到達者を含む)の方(女性) 2年に1回	27,737人 ※1	集団 78人 個別 1984人 (頸部のみ) 合計 2062人 受診率 15.3% がん発見者数 0人	集団 68人 個別 1212人 (頸部・体部含む) 合計 1280人 受診率 11.6% がん発見者数 0人	保健センター、藤井寺市内の医療機関、大阪がん循環器病予防センターにおいて、問診・視診・頸部細胞診・内診を実施した。R7年度より、79歳以下の対象者へ4月に子宮頸がん受診券の一斉送付を開始。一部負担金¥500。 令和7年度対象外で令和6年度未受診の方も、検診実施場所と期間を限定し、受診可能とした。 ※受診率は、がん検診推進事業の受診者数も含み算定
7 乳がん検診	乳がんの早期発見を図る。	40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の方(女性) 2年に1回	21450人 ※1	集団 1045人 個別 375人 合計 1420人 受診率 15.6% がん発見者数 7人	集団 1100人 個別 93人 合計 1193人 受診率 14.3% がん発見者数 4人	保健センター、大阪がん循環器病予防センターにおいて、問診・マンモグラフィを実施した。休日検診は年2回実施した。 一部負担金¥500。R7年度より、大阪はびきの医療センターでの個別検診を開始。 令和7年度対象外で令和6年度未受診の方も、検診実施場所と期間を限定し、受診可能とした。 ※受診率は、がん検診推進事業の受診者数も含み算定
8 肺がん・結核住民検診	肺がん及び結核の早期発見を図る。親睦会	肺がん:40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の方 結核:65歳以上(当該年度に65歳到達者を含む)の方	39,543人	集団 肺がん 2,149人 結核 19人 個別 130人 合計 2,298人 受診率 4.8% がん発見者数 2人	集団 肺がん 1,970人 結核 28人 個別 95人 合計 2,093人 受診率 4.0% がん発見者数 1人	保健センター、大阪がん循環器病予防センターにおいて、問診・胸部X線撮影・喀痰細胞診(必要な方に限る)を行った。休日検診は年2回実施した。 肺がん:一部負担金¥200(喀痰細胞診¥500)。 結核:一部負担金なし。
9 大腸がん検診	大腸がんの早期発見を図る。	40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の方	39,543人	集団 2,301人 個別 141人 合計 2,442人 受診率 5.1% がん発見者数 3人	集団 2,109人 個別 103人 合計 2,212人 受診率 4.3% がん発見者数 0人	保健センター、大阪がん循環器病予防センターにおいて、問診・便潜血反応検査(2日法)を実施した。休日検診は年2回実施した。 一部負担金¥300。

※1 2年に1回の検診においても対象年齢の全人口を記載

※2 人数については全受診者を記載。受診率の積算方法は以下の通り

①受診率算定対象年齢:胃:50～69歳、大腸・肺・乳:40～69歳、子宮:20～69歳

②胃がん・子宮がん・乳がんの受診率算定方法 : (「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」)÷「当該年度の対象者数」×100

令和7年度 健康増進事業 実績

事業名	事業目的	対象者	対象者数	実績	令和6年度実績	実施方法等
10 がん検診推進事業	がん検診の受診率の向上を図る。	子宮頸がん R7.4.1現在で20歳	333人	集団 0人 個別 29人 合計 29人	集団 0人 個別 45人 合計 45人	対象者にクーポン券を郵送し、契約医療機関・保健センターで実施した。 未受診者へは再勧奨通知を行った。
		乳がん R7.4.1現在で40歳	355人	集団 14人 個別 55人 合計 69人	集団 12人 個別 45人 合計 57人	
		昭和39年生まれの市民	男性445人 (女性479人)	183人	108人	R7年度より女性は子宮頸がん検診受診券(ハガキ)で送付、男性は従来通りのハガキでの通知を行う。対象者に郵送で個別勧奨し、未受診者へは再勧奨通知を行った。
11 成人歯科健康診査	歯周疾患やう蝕の早期発見を行い、進行抑制及び口腔の健康を図る。	20歳、25歳、30歳、35歳、40歳～50歳及び55、60、65、70歳の方	14,575人	1,412人	1,576人	藤井寺市内の歯科医療機関で問診、保健指導、未処置歯の有無、歯周疾患検査等を実施した。
後期高齢者医療歯科健康診査の対象とならない方の歯科健康診査	歯周疾患やう蝕の早期発見を行い、進行抑制及び高齢期の口腔の健康を図る。	75歳以上の市民で、生活保護を受給されている方	497人	1人	0人	藤井寺市内の歯科医療機関で問診、保健指導、未処置歯の有無、歯周疾患検査等を実施した。
12 在宅障害者健康管理事業	在宅の障害者の健康の保持増進を図る。	15歳～40歳未満の在宅重度障害者で所定の要件に該当する方	124人	在宅障害者 17人 訪問健康診査 0人	在宅障害者 18人 訪問健康診査 0人	藤井寺市内の医療機関において、重度障害者の方の健康診査を実施した。
13 乳房超音波検査費用助成事業	乳がんの早期発見を図る。	40歳以上の市民で、市の乳がん検診を受けることが困難な方	—	2人	0人	医療機関で乳房超音波検査を保険対象外で受診された方に費用の一部助成を実施した。
14 骨粗鬆症検診	骨粗鬆症の要指導・要医療者を発見し、将来の寝たきり等を予防する。	当該年度に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳になる女性の市民	2,856人	104人	100人	保健センター、市役所ロビーにおいて各1回ずつ、骨密度測定、要指導・要医療者への保健指導を実施した。

令和7年度 健康増進事業 実績

2. 教室・相談・その他(健康増進事業)

事業名	事業目的	対象者	実績	令和6年度実績	実施方法等
1 健康教育	生活習慣病の予防その他、健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自らでつくる」という認識と自覚を高め、健康の保持増進を図る。	40～64歳の方又はその家族	集団健康教育 30回 延403人	集団健康教育 36回 延414人	健康運動指導士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が、講義や実技を保健センター等で実施した。
2 自主活動支援	健康教室修了者が健康づくりのために行うグループ活動について、会の継続に必要な支援を行う。	健康教室の修了者のグループ	0回	1回	主に活動していたグループの高齢化により活動維持が困難となった。
3 健康相談	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理を図る。	40～64歳の方又はその家族	総合健康相談 200回 200人 重点健康相談 57回 159人	総合健康相談 150回 150人 重点健康相談 29回 127人	保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を相談員として、市役所健康・医療連携課で通年実施した。
4 訪問指導	療養上の保健指導が必要であると認められる方及びその家族等に対して、保健師等が訪問してその健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの方の心身機能の低下の防止と、健康の保持増進を図る。	40～64歳の方で、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして、療養上の保健指導が必要であると認められる方	実人員 29人 延人員 41人	実人員 28人 延人員 40人	保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が訪問し、療養方法・機能訓練方法・看護方法等の指導を実施した。

令和7年度 予防接種事業 実績

予防接種名	実施時期	実施方法	対象者	対象者数 ①(人)	接種者数 ②(人)	接種率 ②/①	備考
1 ヒブ	通年	個別	生後2か月～5歳未満	—	15人	—	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
2 小児用肺炎球菌	通年	個別	生後2か月～5歳未満	1,406人	1,348人	95.9%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
3 不活化ポリオ	通年	個別	1期初回:生後2か月～90か月未満 1期追加:1期初回終了後1年以上経過した生後90か月未満	—	5人	—	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
4 5種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ)	通年	個別	1期初回:生後2か月～90か月未満 1期追加:1期初回終了後1年以上経過した生後90か月未満	1,431人	1,280人	89.4%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
5 4種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	通年	個別	1期初回:生後2か月～90か月未満 1期追加:1期初回終了後1年以上経過した生後90か月未満	150人	131人	87.3%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
6 DPT(ジフテリア・百日せき・破傷風)	通年	個別	1期初回:生後2か月～90か月未満 1期追加:1期初回終了後1年以上経過した生後90か月未満	—	5人	—	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
7 DT2期(ジフテリア・破傷風)	通年	個別	11歳～13歳未満	507人	388人	76.5%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
8 BCG	通年	個別	1歳未満	345人	353人	102.3%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
9 日本脳炎:1期	通年	個別	1期初回:生後6か月～90か月未満 1期追加:1期初回終了後6か月以上経過した生後90か月未満	1,209人	1,174人	97.1%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
10 日本脳炎:2期	通年	個別	9～13歳未満	509人	379人	74.5%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
11 日本脳炎:特例措置	通年	個別	平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の方で、1期と2期合わせて計4回を接種していない方	—	10人	—	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
12 麻しん風しん:1期	通年	個別	1歳～2歳未満	371人	330人	88.9%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
13 麻しん風しん:2期	通年	個別	5歳～7歳未満で小学校就学の前年度(年長児)	441人	408人	92.5%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞

令和7年度 予防接種事業 実績

予防接種名	実施時期	実施方法	対象者	対象者数 ①(人)	接種者数 ②(人)	接種率 ②/①	備考
14 水痘	通年	個別	1～2歳	748人	652人	87.2%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
15 B型肝炎	通年	個別	1歳未満	1,035人	1,026人	99.1%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
16 子宮頸がん予防	通年	個別	小学6年生～高校1年生相当の女子	849人	372人	43.8%	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
17 子宮頸がん予防:キャッチアップ	通年	個別	平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれの女子で、3回接種が完了していない者	—	314人	—	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜定期接種＞
18 インフルエンザ	10月～1月	個別	65歳以上 60～65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器、免疫の機能などに障害のある方	17,715人	9,780人	55.2%	藤井寺市・羽曳野市・松原市・柏原市内医療機関で接種した。 生活保護世帯の方を除き、1人1回1,000円の自己負担で実施した。 ＜定期接種＞
19 高齢者肺炎球菌	通年	個別	① 接種当日に満65歳の方 ② 60～65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器、免疫の機能などに障害のある方	734人	160人	21.8%	藤井寺市内の医療機関で接種した。 定期接種者の生活保護世帯の方を除き、1人1回4,100円の自己負担で実施した。 ＜定期接種＞
20 風しん	通年	個別	妊娠を希望する女性とその配偶者・同居者、又は妊婦の配偶者・同居者	—	49人	—	藤井寺市内医療機関で接種した。 ＜任意接種＞
21 骨髄移植患者等定期予防接種ワクチン再接種	通年	個別	骨髄移植等により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと判断された20歳未満の者	—	0人	—	かかりつけ医療機関で接種する。 ＜任意接種＞
22 風しん第5期	通年	個別	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性	—	1人	—	実施機関にクーポン券を持参し、令和7年度内に抗体検査を実施した者で、抗体価が基準以下の場合ワクチンを接種した。 ＜定期接種＞
23 ロタ	通年	個別	ロタリックス: 生後6週から生後24週まで ロタテック: 生後6週から生後32週まで	690人	1・2回目 684 3回目 (ロタテック) 37	104.5%	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
24 新型コロナウイルス	10月～1月	個別	65歳以上 60～65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器、免疫の機能などに障害のある方	17,715人	1,332人	7.5%	藤井寺市・羽曳野市・松原市・柏原市内医療機関で接種した。 生活保護世帯の方を除き、1人1回8,000円の自己負担で実施した。 ＜定期接種＞
25 带状疱疹	通年	個別	定期接種対象者 ①今年度に65歳70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳を迎える者。今年度に限り100歳以上の者全員。 ② 満60～65歳未満のヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。	3,792人	944人	24.9%	藤井寺市内の医療機関で接種する。生活保護世帯の方を除き、乾燥弱毒性水痘ワクチン1人1回4,000円または、乾燥組み換え带状疱疹ワクチン1人1回11,000円×2回=22,000円の自己負担で実施する。 ＜定期接種＞

令和7年度 その他保健事業 実績

事業名	事業目的	対象者	実績	令和6年度実績	実施方法等
1 運動・スポーツ習慣化促進事業	生活習慣病に起因する疾患の重症化予防として、健康無関心層に適切な運動習慣を身に着け、健康寿命の延伸につなげる。	—	運動機能チェック会 197人 運動教室 102人	運動機能チェック会 254人 運動教室 108人	広報への記事記載やホームページ、SNSで事業周知。 市内医療機関等でチラシやポスター配架と参加勧奨を行う。 健康チェックイベントで得られた参加者のデータをもとに、健康スポーツ医からそれぞれに合わせた運動処方を作成。用意する運動教室等に参加し、運動の習慣化につなげる。 また、参加者に向け市内の運動資源マップの配布や市の運動関連のイベントの勧奨を行う等運動習慣につなげる取り組みを行った。
2 食育の啓発	食育について正しい知識を身につけ健康の保持増進を図る。	—	—	—	市役所1階ロビーの階段蹴込み部分を利用して、「朝ごはんの大切さ」の掲示などを行い、食育の啓発を実施した。 ホームページや広報紙に食育の記事等を掲載した。
3 健康に関する啓発	禁煙による健康増進、熱中症予防等健康に関する啓発を実施することで、市民の健康に関する意識の向上を図る。	—	—	—	禁煙による健康増進を図るため、広報への記事記載やリーフレットを棚に設置するなどして、たばこの害について啓発活動を実施した。 熱中症予防の啓発として市役所正面に懸垂幕、庁内放送、公共施設にポスター掲示を実施した。
4 がん患者ウィッグ等購入費補助金	がんになっても自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、がん患者の治療及び社会参加の両立を図る。	—	25件 (237,000円)	29件 (250,000円)	広報への記事記載やホームページで制度周知。 ウィッグ又は乳房補正具を購入した方に対して、その費用の一部を補助した。
5 骨髄等移植ドナー支援補助金	骨髄・末梢血幹細胞移植の普及及びドナー登録の促進を目的として、骨髄または末梢血幹細胞の移植のための通院、入院などに伴う経済的な負担の軽減を図る。	—	1人 (140,000円)	0人	広報への記事記載やホームページで制度周知。 公益財団法人日本骨髄バンクを介して骨髄等を提供したドナーに対して補助金を支給。

案件（３）

令和８年度 保健事業計画(案)について

I. 母子保健事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14～17

II. 健康増進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18～21

III. 予防接種事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22～24

IV. その他保健事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 25

令和8年度 母子保健事業 計画(案)

◎母子保健事業… 目的:母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医務その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。(母子保健法 第1条)

1. 健康診査(母子保健事業)

事業名	事業目的	対象者	計画数等	実施方法等
1 妊婦健康診査	妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血やその他の合併疾患のチェックを行い、流産、死産、未熟児出生等を予防する。	妊婦	延 4,700人	母子健康手帳発行時に妊婦健康診査受診券を交付し、医療機関、助産院により実施する。
2 妊婦歯科健康診査	妊娠中は体調や生活習慣の変化で、歯周疾患に罹患しやすくなるため、歯科健康診査を行い、予防や早期発見・早期治療を図る。	妊婦	160人	母子健康手帳発行時に妊婦歯科健康診査票を交付し、市内の委託歯科医療機関により実施する。
3 産婦健康診査	出産病院等において、産後2週間と1か月の2回、問診・診察・エジンバラ産後うつ病問診票等を行い、産後うつの予防、新生児への虐待予防等を図る。	産婦	延 720人	母子健康手帳発行時に産婦健康診査受診券を交付し、医療機関、助産院により実施する。
4 乳児一般健康診査	乳児の疾病予防、早期発見を行うとともに乳児の健康の保持増進を図る。	1歳未満の乳児	360人	母子健康手帳発行時に受診票を交付し、委託医療機関により実施する。
5 乳児後期健康診査	乳児の疾病予防、早期発見を行うとともに乳児の健康の保持増進を図る。	9か月～1歳未満の乳児	380人	4か月児健康診査時に受診票を交付し、委託医療機関で実施する。
6 4か月児健康診査	4か月児の疾病予防、早期発見を行い、保護者への指導を通じて乳児の健全育成を図る。	4か月児	370人	保健センターにおいて、問診、身体測定、内科診察、保健指導等を実施する。
7 1歳6か月児健康診査	1歳6か月児の疾病予防、早期発見を行い、保護者への指導を通じて幼児の健全育成を図る。	1歳6か月児	380人	保健センターにおいて、問診、身体測定、内科診察、歯科診察、保健指導及び必要な児に対し心理・栄養相談を実施する。
8 2歳6か月児歯科健康診査	う蝕の急増期である2歳6か月児及びその保護者に対し、う蝕等の歯科疾患の予防を図る。	2歳6か月児	390人	保健センターにおいて、歯科診察、保健指導等を実施する。
9 3歳6か月児健康診査	3歳6か月児の疾病予防、早期発見を行い、保護者への指導を通じて幼児の健全育成を図る。	3歳6か月児	400人	保健センターにおいて、問診、身体測定、尿検査、内科診察、歯科診察、視力・聴覚アンケート、屈折検査、保健指導及び必要な児に対し心理・栄養相談を実施する。
10 経過観察健康診査	乳幼児健康診査、相談等において必要と認められた乳幼児に対して疾病の早期発見及び健全な育成を図る。	経過観察が必要と認められた乳幼児	すくすく健診 12回 ふれあい相談 計100回	各種乳幼児健診や相談等において、要経過観察と判断された乳幼児に対し実施する。 すくすく健診…問診、身体測定、内科診察、保健指導、栄養指導等 ふれあい相談…問診、心理相談、保健指導
11 新生児聴覚検査	出産病院等において聴覚スクリーニング検査を行い、難聴児の早期発見・早期支援を図る。	生後1か月未満の乳児	350人	母子健康手帳発行時に新生児聴覚検査受検票を交付し、委託医療機関により実施する。
12 5歳児健康診査	5歳児の疾病予防、早期発見を行い、保護者への指導を通じて幼児の健全育成を図る。	5歳児	410人	保健センターにおいて、集団観察、問診、身体測定、内科診察、保健指導及び必要な児に対し心理・言語・栄養相談を実施する。

令和8年度 母子保健事業 計画(案)

2. 教室(母子保健事業)

事業名	事業目的	対象者	計画数等	実施方法等
1 マタニティ教室 プレママ・プレパパ教室	沐浴体験や助産師への相談等を通して親としての意識を高め、母子の健全育成を図る。	妊婦及びその配偶者・家族	土曜日 4回 平日 4回	個別での沐浴実習の実施と講義形式での妊娠中の保健、乳児の育児方法等の相談、妊婦体験の実施を保健師・助産師が保健センターで実施する。
2 赤ちゃんルーム	早期からの子育て支援を実施し、母親の育児不安の軽減、地域での孤立化を防止する。 また身近な相談の窓口となるよう、様々な母子サービスの情報を提供する。	7か月未満の児とその保護者	6回	市役所、保健センターにおいて、こども家庭センター助産師等が、育児情報の提供、相談、身体測定、グループワーク等を実施する。
3 キッズくらぶ	教室参加を通して保護者の育児不安や育児負担などを軽減し、母子の健全育成を図る。	1歳6か月児健康診査において、保護者が育児上の困難感を感じている親子等	5回×2コース 計10回	保健センターにおいて、親子遊びのほか保健指導や相談等を実施する。
4 赤ちゃんクッキング	離乳食の正しい知識を普及し、保護者の育児不安の解消と乳児の健全育成を図る。	生後4～6か月児の保護者	6回	離乳食のすすめ方等の講義、調理実習、相談等を管理栄養士が実施する。
5 幼児クッキング	幼児期からの調理体験を通して食への関心を高めることにより、食育推進を図る。	就学前2年間にあたる幼児とその保護者	2回	食生活についての講義、調理実習、栄養に関する紙芝居を管理栄養士が実施する。
6 親子クッキング	学童期から正しい食習慣を身につけることにより、健康の保持増進を図る。	小学生とその保護者	6回	小学生とその保護者にバランスのとれた食事の取り方の指導及び調理実習を管理栄養士が実施する。
7 地域子育て支援事業	地域での子育てを支援する。	乳幼児とその保護者	2回	地域において、子育て支援に関する保健指導を保健師、管理栄養士、歯科衛生士が実施する。

令和8年度 母子保健事業 計画(案)

3. 保健指導・その他(母子保健事業)

事業名	事業目的	対象者	計画数等	実施方法等
1 妊産婦・乳幼児保健指導	子育てをめぐる環境の変化に対応しつつ、育児不安の解消等の生活支援を行い、母子の健全育成を図る。	妊産婦・乳幼児とその家族	面接・電話 延4,800人 訪問 延1,200人 (こんにちは赤ちゃん事業・産前産後サポート事業等を含む)	支援が必要な妊産婦及び乳幼児とその家族に対し、保健師・助産師・看護師・管理栄養士・歯科衛生士が面接・電話・訪問による保健指導等を実施する。
2 こんにちは赤ちゃん事業	乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。	生後4か月頃までの乳児のいる家庭	360戸	生後4か月頃までの乳児がいる全ての家庭に対し、保健師・看護師による訪問指導を実施する。
3 産前産後サポート事業	妊産婦が家庭や地域で孤立することを予防し、出産前後や子育てに関する相談支援を行い、子育て支援に関する不安や悩みを軽減し、妊産婦を支援する。	妊産婦	訪問 140人	助産師による産前産後訪問や定例での個別・集団子育て相談を実施。本事業に含まれるマタニティ教室・赤ちゃんクッキング・キッズくらぶ・赤ちゃんルームでの助産師・保育士等の育児相談事業は、各事業欄参照。
4 産後ケア事業	退院後、支援が必要な母子を対象に、母親の心身のケアや育児サポートを行い、産後うつ予防や母乳育児の推進、子育て支援に関する不安や悩みを軽減するなど、安心して子育てができる支援体制の確保を図る。	産婦・乳児	ショートステイ デイサービス 訪問ケア 100泊 20日 70件	ショートステイやデイサービスを令和8年度より大阪府に委任し大阪産婦人科医会と大阪府助産師会との集合契約に変更し実施。このことにより、利用可能施設数が大幅に増えた。また訪問ケアについては、助産師に個別に委託し、産後1年以内の間実施する。
5 乳幼児健康診査未受診児対応	未受診児の早期把握と児の安全確認を行うことにより、虐待予防及び早期発見・早期対応を図る。	4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児・5歳児健康診査を未受診の乳幼児	50人	「大阪府における乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン」に基づき実施。児の現認ができない場合は処遇検討会議を実施後、児童虐待担当課へ協力要請・通告する。
6 乳幼児口腔衛生管理業務	1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児歯科健診受診者全員を対象に保健指導、フッ素塗布を行い、う蝕等の歯科疾患の予防を図る。	1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児歯科健診受診者全員	500人	市内の委託歯科医療機関において、保健指導、フッ素塗布を実施する。
7 母子健康手帳	妊婦に母子健康手帳を交付し、母子の健全育成を図る。 また、助産師もしくは保健師が交付時面接することで、妊婦の不安軽減、ハイリスク者の早期発見を図る。	妊婦	400人	交付時、助産師もしくは保健師による全数面接を実施する。
8 藤井寺市こども家庭センター(母子保健機能部分)	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して相談支援を行い、必要に応じて支援プランを策定し、関係機関と連携して包括的な支援事業を実施する。	妊産婦・乳幼児とその家族	1か所	妊産婦および乳幼児等の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じて必要な情報提供・助言・保健指導を行い、支援プランを策定して、保健医療又は福祉・子育て支援の関係機関との連絡調整を図ること、妊娠期からの切れ目のない子育て世帯に寄り添った支援を行う。

令和8年度 母子保健事業 計画(案)

事業名	事業目的	対象者	計画数等	実施方法等
10 産婦人科・小児科オンライン相談事業	既存の対面を前提としたサポートだけでは届かない不安、孤立感を抱えた家庭が増加している中で、気軽に産婦人科医、小児科医、助産師に相談できる体制構築により、産後うつ、重症化や、孤立化、虐待予防を図る。	妊産婦や0歳から15歳未満の子どもとその保護者	—	妊娠期や子育て期の不安解消のため、気軽に産婦人科医、小児科医、助産師に相談できるようアプリやSNSを活用した相談体制の構築を図るとともに、子育て世帯向けの医療・健康情報の配信を行う。
11 妊婦のための支援給付	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から経済的支援とともに、妊産婦やその配偶者等に寄り添い、必要な支援につなげる伴走型支援を行う。	妊婦給付認定者	妊婦支援給付1回目 430人 妊婦支援給付2回目 380人	①伴走型相談支援:妊娠届出時の面接、妊娠後期のアンケート、出生連絡票提出時の面接、出産後のこんにちは赤ちゃん事業等の家庭訪問等、妊産婦やその家庭が安心して出産・子育てできるように寄り添った相談を行う。 ②経済的支援:「妊婦給付認定申請書」妊娠届出書提出時の面接終了後、申請書を渡す。(妊婦支援給付1回目) 「胎児の数の届出書」出生後の家庭訪問終了後、申請書を渡す。(妊婦支援給付2回目) ※妊婦給付認定者に給付金を支払うため、医療機関での胎児の心音の確認があれば、流産、人工中絶等の場合でも、妊婦支援給付2回目も対象となる。
12 性と健康に関する教育	性と健康に関する正しい知識の普及	小・中学生	小学校:6校	小・中学校を対象に、出前講座を実施する。 テーマ 小学校①思春期における体と心の変化 ②人の誕生、妊娠・出産について 中学校①思春期における体と心の変化と妊娠・出産について②性感染症の予防③望まない妊娠や性犯罪を防ぐために

令和8年度 健康増進事業 計画(案)

◎健康増進事業… 目的:国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。(健康増進法 第1条)

1. 健康診査(健康増進事業)

事業名	事業目的	対象者	対象者数	計画数等	実施方法等
1 住民健康診査	糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とした特定健康診査の内容に加え、住民健康診査の内容を補助的に実施することで、壮年期からの健康についての認識と自覚を高める。	40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の特定健康診査の対象者、及び後期高齢者医療健康診査対象者	—	9,000人 実施期間 5～3月	血液検査(貧血・腎機能・炎症反応・肝機能・膵機能等)、尿検査、心電図検査等を藤井寺・羽曳野市内の医療機関で実施する。
2 特定健康診査などの対象とならない方の健康診査	特定健康診査などを受診することが出来ない方に、特定健康診査と住民健康診査を合わせた内容の健康診査を実施することで、壮年期からの健康についての認識と自覚を高める。	40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の市民で、特定健康診査の対象者とならない方 1) 生活保護受給者 2) 医療保険者の変更等で特定健康診査を今年度中に受診できない方	1)999人	75人 実施期間 5～3月 1)の方 67人 2)の方 8人	特定健康診査及び住民健康診査と同程度の内容を藤井寺・羽曳野市内の医療機関で実施する。
3 特定健康診査非対象者に対する保健指導	対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を立て、目標に沿った生活が継続できることを目指す。	健診結果から、生活習慣の改善が必要と判断された方	10人	2人	対象者が生活習慣の改善点に気づき、自ら目標を設定・行動できるよう面接による支援や事後の評価等を実施する。
4 肝炎ウイルス検診	肝炎による健康被害を回避する。	40歳の市民で、肝炎ウイルス検査をしたことがない方	597人	4人 実施期間 5～3月	HBS抗原・HCV抗体検査(血液検査)を行う。また、この検査の結果、中力価・低力価の者のみHCV抗原検査・HCV核酸増幅検査を行う。藤井寺市内の医療機関で実施する。

令和8年度 健康増進事業 計画(案)

事業名	事業目的	対象者	対象者数	計画数等	実施方法等
5 胃がん検診	胃がんの早期発見を図る。	50歳以上(当該年度に50歳到達者を含む)の市民 2年に1回	31,927人 ※	集団 550人 個別(レントゲン) 60人 個別(内視鏡) 600人 個別(大阪はびきの医療センター) 100人 実施期間 4～3月	胃部レントゲン撮影:保健センター、大阪がん循環器病予防センターにおいて実施。集団の休日検診は、年2回実施する。 一部負担金¥500。 令和8年度対象外で令和7年度未受診の方も、検診実施場所と期間を限定し、受診可能とする。 胃内視鏡検査:藤井寺市内医療機関で実施する。大阪はびきの医療センターでの個別検診実施予定。 一部負担金¥2,000円。
6 子宮頸がん検診	子宮頸がんの早期発見を図る。	20歳以上(当該年度に20歳到達者を含む)の市民(女性) 2年に1回	27,737人 ※	集団 100人 個別 2160人 実施期間 4～3月	保健センター・藤井寺市内医療機関・大阪がん循環器病予防センターにおいて問診・視診・頸部細胞診・内診を実施する。 一部負担金¥500。 令和8年度対象外で令和7年度未受診の方も、検診実施場所と期間を限定し、受診可能とする。 79歳以下の和暦で偶数年生まれの対象者に子宮頸がん検診受診券(ハガキ)を送付。
7 乳がん検診	乳がんの早期発見を図る。	40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の市民(女性) 2年に1回	21,450人 ※	集団 1197人 個別 410人 実施期間 4～3月	保健センター、大阪がん循環器病予防センター、大阪はびきの医療センターにおいて問診・マンモグラフィを実施する。集団の休日検診は、年2回実施する。 一部負担金¥500。 令和8年度対象外で令和7年度未受診の方も、検診実施場所と期間を限定し、受診可能とする。
8 肺がん・結核住民検診	肺がん及び結核の早期発見を図る。	肺がん:40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の市民 結核:65歳以上(当該年度に65歳到達者を含む)の市民	39,453人	集団 2558人 個別 185人 個別(大阪はびきの医療センター) 200人 実施期間 4～3月	保健センター、大阪がん循環器病予防センターにおいて、問診・胸部X線撮影を実施する。集団の休日検診は年2回実施する。大阪はびきの医療センターでの個別検診実施予定。 ※立位保持が難しいため集団でのバス検診受診が不可能な方は藤井寺市内一部医療機関で実施。 肺がん:一部負担金¥200。 結核:一部負担金なし。
9 大腸がん検診	大腸がんの早期発見を図る。	40歳以上(当該年度に40歳到達者を含む)の市民	39,453人	集団 2,600人 個別 140人 個別(大阪はびきの医療センター) 200人 実施期間 4～3月	保健センター、大阪がん循環器病予防センターにおいて問診・潜血反応検査(2日法)を実施する。集団の休日検診は、年2回実施する。大阪はびきの医療センターでの個別検診実施予定。 一部負担金¥300。
10 がん検診推進事業	子宮頸がん・乳がんの各検診の受診率の向上を図る。	子宮頸がん:R8.4.1で20歳の女性の市民 乳がん:R8.4.1で40歳の女性の市民	子宮頸がん 324人 乳がん 315人	子宮頸がん 48人 乳がん 99人 実施期間 4～3月	対象者にクーポン券を郵送し、契約医療機関・保健センターで実施する。未受診者へは再勧奨通知を行う。(R7年度より大阪はびきの医療センターにて子宮がん検診開始)
	がん検診重点受診勧奨対象者の受診率の向上を図る。	昭和50年生まれ以上の市民	937人 男性484人 女性453人	185人	対象者に郵送で個別勧奨し、未受診者へは再勧奨通知を行う。 R7年度より女性は子宮頸がん検診受診券(ハガキ)で送付、男性は従来通りのハガキでの通知を行う。R8年度より胃がん検診対象年齢になる男性を対象に受診勧奨ハガキを送付。

※ 2年に1回の検診においても対象年齢の全人口を記載

令和8年度 健康増進事業 計画(案)

事業名	事業目的	対象者	対象者数	計画数等	実施方法等
11 成人歯科健康診査	歯周疾患やう蝕の早期発見を行い、進行抑制及び口腔の健康を図る。	20、25、30、35歳、40歳～50歳及び55、60、65、70歳の市民	14,064人	1,600人 実施期間 通年	市内の委託歯科医療機関で問診、保健指導、未処置歯の有無、歯周疾患検査等を実施する。
後期高齢者医療歯科健康診査の対象とならない方の歯科健康診査	歯周疾患やう蝕の早期発見を行い、進行抑制及び高齢期の口腔の健康を図る。	75歳以上の市民で、生活保護を受給されている方	475人	5人	市内の委託歯科医療機関で問診、保健指導、未処置歯の有無、歯周疾患検査等を実施する。
12 在宅障害者健康管理事業	在宅の障害者の健康の保持増進を図る。	15歳～40歳未満の在宅重度障害者で所定の要件に該当する方	120人	在宅障害者 20人 訪問健康診査 1人 実施期間 5～3月	藤井寺市内の医療機関において、重度障害者の方の健康診査を実施する。
13 乳房超音波検査費用助成事業	乳がんの早期発見を図る。	40歳以上の市民で、市の乳がん検診を受けることが困難な方	—	2人	医療機関で乳房超音波検査を保険対象外で受診された方に費用の一部助成を実施する。
14 骨粗鬆症検診	骨粗鬆症の要指導・要医療者を発見し、将来の寝たきり等を予防する。	当該年度に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳になる女性の市民	2,818人	200人	保健センターにおいて、骨密度測定、要指導・要医療者への保健指導を実施する。

2. 教室・相談・その他(健康増進事業)

事業名	事業目的	対象者	計画数等	実施方法等
1 健康教育	生活習慣病の予防その他、健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らでつくる」という認識と自覚を高め、健康の保持増進を図る。	40～64歳の方又はその家族	集団健康教育 35回	管理栄養士、保健師、歯科衛生士等を講師として保健センター等で実施する。
2 自主活動支援	健康教室修了者が健康づくりのために行うグループ活動について、会の継続に必要な支援を行う。	健康教室の修了者のグループ	自主活動支援 1回	保健師、管理栄養士が相談や情報提供を行い、支援する。
3 健康相談	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理を図る。	40～64歳の方又はその家族	総合健康相談 200回 重点健康相談 60回	保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を相談員として市役所健康・医療連携課で通年実施する。
4 訪問指導	療養上の保健指導が必要であると認められる方及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの方の心身機能の低下の防止と、健康の保持増進を図る。	40～64歳の方で、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして、療養上の保健指導が必要であると認められる方	延人員 80人	保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が訪問し、療養方法・機能訓練方法・看護方法等の指導を実施する。

令和8年度 予防接種事業 計画(案)

予防接種名	実施時期	実施方法	対象者	対象者数 (人)	備考
1 ヒブ	通年	個別	生後2か月～5歳未満	—	藤井寺市内の医療機関で接種する。 接種開始時年齢によって、合計接種回数が異なる。 ＜定期接種＞
2 小児用肺炎球菌	通年	個別	生後2か月～5歳未満	1,380人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 接種開始時年齢によって、合計接種回数が異なる。 ＜定期接種＞
3 不活化ポリオ	通年	個別	1期初回:生後2か月～90か月未満 1期追加:1期初回終了後1年以上経過した 生後90か月未満	—	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
4 5種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ)	通年	個別	1期初回:生後2か月～90か月未満 1期追加:1期初回終了後1年以上経過した生後90か月未満	1,395人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
5 DPT(ジフテリア・百日せき・破傷風)	通年	個別	1期初回:生後2か月～90か月未満 1期追加:1期初回終了後1年以上経過した生後90か月未満	—	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
6 DT2期(ジフテリア・破傷風)	通年	個別	11歳～13歳未満	504人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
7 BCG	通年	個別	1歳未満	344人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
8 日本脳炎:1期	通年	個別	1期初回:生後6か月～90か月未満 1期追加:1期初回終了後6か月以上経過した生後90か月未満	1,144人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
9 日本脳炎:2期	通年	個別	9～13歳未満	477人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
10 日本脳炎:特例措置	通年	個別	平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の方で、1期と2期 合わせて計4回を接種していない方	—	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
11 麻疹風しん:1期	通年	個別	1歳～2歳未満	348人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
12 麻疹風しん:2期	通年	個別	5歳～7歳未満で小学校就学の前年度(年長児)	411人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞

令和8年度 予防接種事業 計画(案)

予防接種名	実施時期	実施方法	対象者	対象者数 (人)	備考
13 水痘	通年	個別	1～2歳	714人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
14 B型肝炎	通年	個別	1歳未満	1,032人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
15 子宮頸がん予防	通年	個別	小学6年生～高校1年生相当の女子	738人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
16 インフルエンザ	10月～1月	個別	65歳以上 60～65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器、免疫の機能などに障害のある方	18,137人	藤井寺市・羽曳野市・松原市・柏原市内医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
17 高齢者肺炎球菌	通年	個別	定期接種対象者 ① 接種当日に満65歳の方 ② 60～65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器、免疫の機能などに障害のある方	738人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 定期接種者の生活保護世帯の方を除き、1人1回5,800円の自己負担で実施する。 ＜定期接種＞
18 風しん	通年	個別	1)昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性 2)令和7年3月31日までに検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分である者 3)風しんワクチンの偏在等に起因して令和7年3月31日までに予防接種を受けられなかったもの	—	実施機関にクーポン券を持参し、令和7年度内に抗体検査を実施した者で、抗体価が基準以下の場合ワクチンを接種する。 ＜定期接種＞
			妊娠を希望する女性とその配偶者・同居者、又は妊婦の配偶者・同居者	—	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜任意接種＞
19 骨髄移植患者等定期予防接種ワクチン再接種	通年	個別	1)骨髄移植等により、法第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者 2)再接種日において、20歳未満の者	—	償還払いのみで対応。 ＜任意接種＞
20 ロタ	通年	個別	ロタリックス:生後6週から生後24週まで ロタテック:生後6週から生後32週まで	688人	藤井寺市内の医療機関で接種する。 ＜定期接種＞
21 RSウイルス 【新規】	通年	個別	妊娠28週0日から37週に至るまで(36週6日)の妊婦の方	—	実施医療機関で接種する。(平松産婦人科クリニック、船内クリニック、大阪はびきの医療センター、阪南中央病院) ＜定期接種＞

令和8年度 予防接種事業 計画(案)

予防接種名	実施時期	実施方法	対象者	対象者数 (人)	備考
22 新型コロナ	10月～1月	個別	65歳以上 60～65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器、免疫の機能などに障害のある方	18,137人	藤井寺市・羽曳野市・松原市・柏原市内医療機関で接種する。 生活保護世帯の方を除き、1人1回8,000円の自己負担で実施する。 ＜定期接種＞
23 带状疱疹	通年	個別	定期接種対象者 ①今年度に65歳70歳,75歳,80歳,85歳,90歳,95歳、100歳を迎える者。 ② 満60～65歳未満のヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。	3988人	藤井寺市内の医療機関で接種する。生活保護世帯の方を除き、乾燥弱毒性水痘ワクチン1人1回4,000円または、乾燥組み換え带状疱疹ワクチン1人1回11,000円×2回=22,000円の自己負担で実施する。 ＜定期接種＞

令和8年度 その他保健事業 計画(案)

事業名	事業目的	対象者	計画数等	実施方法等
1 運動・スポーツ習慣化促進事業	生活習慣病に起因する疾患の重症化予防として、健康無関心層に適切な運動習慣を身に着け、健康寿命の延伸につなげる。	—	60人	健康チェックイベントとして健康カラダCheck会を実施。参加者は、自身の運動機能や健康状態を知り、また市の運動関連イベントへの勧奨や協力企業の健康に関するブースを設置するなど運動の習慣化につなげる。
2 食育の啓発	食について正しい知識を身につけ健康の保持増進を図る。	—	—	ホームページ、広報紙など様々な媒体を用いて啓発。 市役所1階ロビーの階段蹴込み部分を利用して、食育の啓発。
3 健康に関する啓発	禁煙による健康増進、熱中症予防等健康に関する啓発を実施することで、市民の健康に関する意識の向上を図る。	—	—	市役所1階ロビーの階段蹴込み部分を利用して、禁煙による健康増進の啓発。 熱中症予防の啓発として市役所正面に懸垂幕、庁内放送を実施する。
4 がん患者ウィッグ等購入費補助金	がんになっても自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、がん患者の治療及び社会参加の両立を図る。	—	30人	広報への記事記載やホームページで制度周知。 ウィッグ又は乳房補正具を購入した方に対して、その費用の一部を補助。
5 骨髄等移植ドナー支援補助金	骨髄・末梢血幹細胞移植の普及及びドナー登録の促進を目的として、骨髄または末梢血幹細胞の移植のための通院、入院などに伴う経済的な負担の軽減を図る。	—	1人	広報への記事記載やホームページで制度周知。 公益財団法人日本骨髄バンクを介して骨髄等を提供したドナーに対して補助金を支給。

案件（４）

そ の 他